

東急不動産株式会社「(仮称)福島飯館風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年12月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称)福島飯館風力発電事業 環境影響評価方法書」について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県伊達郡川俣町、双葉郡浪江町及び相馬郡飯館村
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大 126,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年 9月26日
環境大臣意見受理	令和 4年12月12日
経済産業大臣意見発出	令和 4年12月22日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 3月29日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月14日
福島県知事意見受理	令和 5年 9月12日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年12月21日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、須之内
電話03-3501-1742（直通）

東急不動産株式会社「(仮称) 福島飯館風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺では風力発電事業が複数計画されていることから、本事業との累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の増加している局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水の濁りの評価に当たっては、河川や沢の所在を的確に把握して濁水到達の推定を適切に実施し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)